

◎佐賀県条例第13号

佐賀県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

佐賀県介護保険財政安定化基金条例（平成12年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(<u>拠出率</u>)</p> <p>第2条 政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>10万分の36</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(<u>拠出率の特例</u>)</p> <p>8 <u>令和3年度から令和5年度までの間</u>における政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、第2条の規定にかかわらず、0とする。</p> <p>9 略</p>	<p>(<u>拠出率</u>)</p> <p>第2条 政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>10万分の32</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>(<u>拠出率の特例</u>)</p> <p>8 <u>令和6年度から令和8年度までの間</u>における政令第12条第1項第1号に規定する条例で定める割合は、第2条の規定にかかわらず、0とする。</p> <p>9 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。